

○愛西市放課後児童健全育成事業の実施に関する条例

平成27年3月25日

条例第4号

(趣旨)

第1条 この条例は、児童福祉法（昭和22年法律第164号）第6条の3第2項の放課後児童健全育成事業（以下「事業」という。）の実施に関し、必要な事項を定めるものとする。

(事業の対象となる児童)

第2条 事業の対象となる児童は、本市に住所を有し、かつ、小学校に在籍する児童であつて、次の各号のいずれかに該当するものとする。

- (1) 昼間保護者が労働等により家庭にいない児童
- (2) 保護者が長期の入院をしている児童
- (3) 保護者が身体障害者、知的障害者又は精神障害者である児童
- (4) その他市長が認める者

(設置等)

第3条 事業を実施するため、放課後児童クラブ（以下「クラブ」という。）を設置し、クラブの名称及び設置場所は、別表第1のとおりとする。

(事業を実施する日)

第4条 事業を実施する日は、次に掲げる日以外の日とする。ただし、市長は、特に必要があると認めるときは、臨時に、次に掲げる日について事業を実施する日とし、又は次に掲げる日以外の日について事業を実施しない日とすることができる。

- (1) 日曜日
- (2) 国民の祝日に関する法律（昭和23年法律第178号）に規定する休日
- (3) 1月2日及び同月3日並びに12月29日から同月31日まで

(事業を実施する時間)

第5条 事業を実施する時間は、下校後から午後6時30分までとする。ただし、愛西市立学校管理規則（平成17年愛西市教育委員会規則第8号）に規定する学校の休業日は、午前7時30分から午後6時30分までとする。

2 前項の規定にかかわらず、市長は、必要と認めるときは、事業を実施する時間を午後7時まで延長することができる。

(放課後児童支援員)

第6条 当該クラブに属する児童に対し適切な遊び及び生活について指導するため、クラブの支援の単位ごとに愛西市放課後児童健全育成事業の設備及び運営に関する基準を定める条例（平成26年愛西市条例第19号）第10条第1項に規定する放課後児童支援員（以下「支援員」という。）を2人以上置く。ただし、その1人を除き、補助員（支援員が行う支援について支援員を補助する者をいう。）をもってこれに代えることができる。

(クラブへの登録申請)

第7条 児童の保護者は、クラブ登録をするときは、市長に登録申請書を提出しなければならない。

2 市長は、前項の規定による登録申請があったときは、速やかにその内容を審査し、当該申請に係る児童について登録の適否を決定するものとする。

(クラブへの登録の取消し)

第8条 市長は、前条第2項の登録の決定を受けた児童（以下「登録児童」という。）が次の各号のいずれかに該当するときは、登録を取り消すことができる。

- (1) 第2条の規定に該当しなくなったとき。
- (2) 当該児童が施設の秩序を乱すような行為をしたとき。
- (3) 正当な理由がなく次条の利用料を滞納したとき。

(4) 偽りその他不正の手段により、登録を受けたとき。

(利用料)

第9条 登録児童の利用料は、別表第2のとおりとし、市長が指定する日までに納付しなければならない。

(利用料の免除)

第10条 市長は、災害、貧困その他特別の理由がある場合においては、前条の利用料について、その全部又は一部を免除することができる。

(利用料の還付)

第11条 納付された利用料は、還付しない。ただし、市長が特に必要と認めるときは、その全部又は一部を還付することができる。

(損害賠償)

第12条 登録児童及びその保護者は、故意によって施設又は備品を損傷し、又は滅失した場合は、その損害を賠償しなければならない。ただし、市長が損害を賠償させることが適当でないと認める場合は、この限りでない。

(委任)

第13条 この条例に定めるもののほか、事業の実施に関し必要な事項は、規則で定める。

附 則

(施行期日)

1 この条例は、平成27年4月1日から施行する。

(経過措置)

2 この条例の施行の日の前日までに、愛西市放課後児童健全育成事業実施要綱（平成24年愛西市告示第49号）の規定によりなされた処分、手続その他の行為は、この条例の相当規定によりなされたものとみなす。

附 則（令和4年12月23日条例第39号）

この条例は、令和5年4月1日から施行する。

別表第 1（第 3 条関係）

名称	設置場所
佐屋第 1 児童クラブ	愛西市須依町東田面 6 番地（佐屋児童館内）
佐屋第 2 児童クラブ	愛西市須依町東田面 6 番地（佐屋児童館内）
佐屋西児童クラブ	愛西市内佐屋町河原 7 3 番地 1（佐屋西児童館内）
市江児童クラブ	愛西市西保町大之内 1 3 番地 1（市江児童館内）
永和児童クラブ	愛西市大野町末 2 5 番地（永和児童館内）
立田北部児童クラブ	愛西市新右ヱ門新田町江向 8 番地（立田北部子育て支援センター内）
立田南部児童クラブ	愛西市山路町小割 3 6 番地（立田南部子育て支援センター内）
開治児童クラブ	愛西市下東川町河原 2 9 番地（開治子育て支援センター内）
八輪児童クラブ	愛西市立石町宮西 5 9 番地 1（八輪子育て支援センター内）
北河田児童クラブ	愛西市北河田町蓮田 8 番地 1（北河田児童館内）
勝幡児童クラブ	愛西市勝幡町五俵入 2 2 0 6 番地 1（勝幡児童館内）
草平児童クラブ	愛西市草平町草場 8 7 番地（草平児童館内）
西川端児童クラブ	愛西市西川端町小城 6 2 番地（西川端児童館内）

別表第 2（第 9 条関係）

区分	通常利用料	延長利用料
月々利用（月額）	6, 0 0 0 円 （8 月のみ 9, 0 0 0 円）	2, 0 0 0 円
学年始休業日等のみ利用	3, 0 0 0 円	5 0 0 円

(4月1日から同年1学期 始業日まで)		
夏季休業日等のみ利用 (1学期最終日から2学期 始業日まで)	12,000円	2,500円
冬季休業日等のみ利用 (2学期最終日から3学期 始業日まで)	3,000円	500円
学年末休業日等のみ利用 (3学期最終日から同年3 月31日まで)	3,000円	500円

備考

- 1 通常利用料とは、第5条第1項に定める時間に利用する場合の利用料をいう。
- 2 延長利用料とは、第5条第2項に定める時間に利用する場合の利用料をいう。